

平成 2 3 年度の具体的施策の実施状況に関する検証・評価

及び計画の見直しの素案（抜粋）

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 21 番	
具体的施策	<p>関係省庁等は、食品の安全性に関するリスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>消費者庁においては、所要の体制整備を図った上で、関係行政機関等の協力を得て、消費者に身近な地方公共団体や消費者団体等との連携を図りながら、消費者の立場に立ったリスクコミュニケーションの一層の促進のために必要な措置を講じます。</p>
担当省庁等	消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、食品安全委員会事務局リスクコミュニケーション官、厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課、農林水産省消費・安全局消費者情報官、環境省水・大気環境局、総合環境政策局環境保健部
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁及び消費者委員会設置法 食品安全基本法第 13 条
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成 23 年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年度の施策実施結果を踏まえ、多彩な参加者による安全啓発事業、「食品と放射能」等をテーマとした意見交換会の開催等を行う。
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁では、合計 48 回のリスクコミュニケーション等を実施（うち 45 回は、「食品と放射能」をテーマとし、地域の消費者団体等と連携して実施）。また、注意喚起を要すると考えられる世代別の事故例等を取り上げた安全啓発資料等を活用した講座を全国 30 箇所で開催。 東日本大震災への対応として、食品・水道水の検査結果や、出荷・摂取制限の範囲など、正確な情報をホームページで発信した他、放射性物質や、食品等の安全の問題をわかりやすく説明する冊子「食品と放射能 Q&A」を作成(平成 23 年 5 月 30 日～適宜改訂、平成 24 年 3 月 31 日現在第 5 版)し、ホームページで公表するとともに、配付。また、食品中の放射性物質の新しい基準値について、図や表を用いて分かりやすく解説したチラシを、施行前の 3 月 15 日からホームページで情報提供した。 ・食品安全委員会では、食品健康影響評価等に係る意見交換会を 43 回開催したほか、ホームページ等を通じて食品の安全性に関する情報提供を実施した。 ・厚生労働省では、内閣府食品安全委員会との共催で、食品中の放射性物質対策をテーマとした説明会を 7 回開催した。また、その他の食品の安全性に関する様々なテーマについて、説明会等を 8 回開催するとともに、地方自治体等での意見交換会への講師の派遣を実施した。 また、平成 24 年 4 月 1 日から施行された、食品中の放射性物質の新しい基準値について、リーフレットや説明会で使用した資料をホームページに掲載するなど、消費者に食品の安全性に関する知識と理解を深めていただけるように情報提供を実施した。 ・農林水産省では、消費者の視点にたった農林水産行政を進めるため、消費者団体との懇談会等を開催。また、食品の安全性について正しい知識を持っていただくためのセミナーを全国 9 カ所で開催するとともに、出張講座や講師派遣を実施。 また、食品中の放射性物質について、正確な情報提供を通じて正しい知識の普及を図るために、消費者団体や食品製造・流通業者等に対する説明会を 25 回実施したほか、ホームページ等を通じてわかりやすい情報の発信を行った。
今後の取組方針	・平成 23 年度の事業実施結果を踏まえ、「食品と放射能」に関するリスク

「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	コミュニケーション等を強化するとともに、引き続き、安全啓発事業を展開する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 21 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	消費者安全施策企画推進事業	20	20
食品安全委員会	リスクコミュニケーション実施経費	24	24
厚生労働省	食品安全に関する情報提供や意見交換(リスクコミュニケーション)の推進()	13	13

施策番号 22 の一部と重複

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 4 番	
具体的施策	消費者安全法及び消費生活用製品安全法における事故情報の報告・公表制度の拡充については、消費者安全法等に基づく情報収集を着実に実施し、重大事故以外の情報の収集状況、消費生活用製品以外の事故情報の収集状況等の検証を行います。 これらに基づき、消費者委員会での検討を踏まえながら、収集する事故情報の範囲等の拡大について検討を行います。また、公表する事故情報の範囲等を拡大します。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	前段について、継続的に実施します。 後段のうち、収集する事故情報の範囲等の拡大の検討について、継続的に実施します。公表する事故情報の範囲等の拡大は平成 22 年度に一部実施済み。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者安全法第 12 条、第 13 条等 消費生活用製品安全法第 35 条、第 36 条等
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・事故情報の報告・公表制度の拡充に関して検討し、結論を得る。 〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成 23 年 11 月に「入手情報点検チーム」を設置し、これに情報を集約することで、情報の見落とし、未対応、対応遅れを防止する体制を整備した。寄せられた情報については、法令以外のものも含めて確認しており、これを通じて事故情報の収集状況を日々検証している。 ・「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」(平成 23 年 7 月 22 日、消費者委員会)に基づき、重大事故等の範囲の拡大を含め、事故情報の収集・分析・活用について検討を行い、報告(平成 24 年 2 月 23 日)を行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・継続的に実施する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 4 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 12 番	
具体的施策	<p>消費者安全法に基づき、関係行政機関及び地方公共団体等から通知される重大事故等の情報について、消費者安全情報総括官制度や事故情報分析タスクフォースなどを通じて関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進めます。また、医療機関とのネットワーク構築事業における委嘱医療機関等から製品等に係る事故に関する基本的な情報及び必要に応じて詳細情報を収集する仕組みを構築・運用し、適時見直しを行います。</p> <p>さらに、高度な事故分析能力を有する人材の確保・養成を図ります。</p>
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	継続的に実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	<p>消費者庁設置法案等に関する附帯決議（平成21年5月28日、参議院消費者問題に関する特別委員会）</p> <p>十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用するなど（略）事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること。</p>
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関、関係機関等と連携を図りながら、迅速・的確に分析・原因究明を進める。 ・医療機関ネットワークについては、効果的な情報収集及び情報共有を図るため、国民生活センターと連携し、情報システムを構築する。 <p>〔参考指標〕</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭用品による中毒事故等、8件のテーマについて関係省庁、研究機関と連携を図りながら、分析・原因究明を進めた。 ・各分野の専門家10名による「事故情報分析タスクフォース全体会合」を2回開催し、各テーマについての助言・指導を得た。 ・医療機関ネットワークについては、1年間で約5,000件の基本的な情報を収集し、これらのうち約300件については、重大性・多発性等の観点から、製品名、型番等詳細な事故情報を調査した。さらに、42件については、事故被害者、関係者からの事故に至った経緯や、現物等の実地調査を実施した。また、国民生活センターと連携して、情報システムを構築中。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関ネットワークは、効果的な情報収集及び情報共有を図るための情報システムを構築する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 12 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	重大事故受付対応の安全評価・監視関連の会議費用(事故情報分析タスクフォース)	24 百万円の内数	24 百万円の内数
	事故原因分析調査	103	103
	医療機関ネットワーク	43	43

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 13-2 番	
具体的施策	消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁、警察庁、法務省、経済産業省、国土交通省、関係省庁等
実施時期	体制整備について、平成23年度中に必要な準備を進め、平成24年度中の体制の具体化を目指します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課、警察庁刑事局刑事企画課、法務省刑事局刑事課、経済産業省製品安全課、国土交通省
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	消費者庁設置法案等に関する附帯決議(平成21年5月28日、参議院消費者問題に関する特別委員会) 十四、…消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う…
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方を検討する。 ・既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくりを進める。 ・事故調査と刑事手続との関係の整理を行う。 ・消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備するため必要な準備を進める。 〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を第180回国会(常会)に提出した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正消費者安全法(P)を踏まえ、体制の運用開始に向けて、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくりを進める。 ・体制の運用開始に向けて、事故調査と刑事手続との関係の整理を行う。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 13-2 番	
具体的施策	<p>消費者庁は、「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、既存の関連機関の規制行政のための機能との両立なども踏まえた関係の在り方の検討、既存の関連機関の機能や有識者の知見を活かした連携やネットワークづくり、事故調査と刑事手続との関係の整理なども進めながら、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う体制を整備します。</p> <p>消費者庁は、前記の体制整備に並行して、生命・身体分野の消費者事故等の情報に基づく消費者庁の対応の在り方について検討を行い、被害の重篤度や拡大可能性等の観点から優先度をつけた対応を行います。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>一部実施済み^(注13-2)。</p> <p>前段については、引き続き体制整備について必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。</p> <p>後段については、速やかに着手し、24 年度中に順次実現していきます。</p>

(注 13-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者安全の確保のために必要な事故調査が十分になされているとはいえない生命・身体分野の消費者事故等の調査を行う「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 13-2-2 番	
具体的施策	「事故調査機関の在り方に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、体制を整備します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	速やかに検討を行い、施策番号 13-2 の体制の整備に反映します。
担当部局・課・室名	消費者庁消費者安全課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	消費者庁設置法案等に関する附帯決議（平成 21 年 5 月 28 日、参議院消費者問題に関する特別委員会） 十四、・・・消費者事故等についての独立した調査機関の在り方について法制化を含めた検討を行う...
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行う。 ・必要な体制の整備に向けて準備を進める。 〔参考指標〕
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者事故等の調査の公正・独立についての評価、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を果たすため、消費者委員会の役割を含めて必要な検討を行い、消費者事故等の調査を行うとともにこれらの機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を第 180 回国会（常会）に提出した。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・改正消費者安全法(P)を踏まえ、体制の運用開始に向けて、他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、複数の事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能を十分に果たすために必要な準備を進める。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 13-2-2 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	一部実施済み ^(注 13-2-2) 。 引き続き体制整備について、施策番号 13-2 と合わせて必要な準備を進め、平成 24 年度中の体制の具体化を目指します。

(注 13-2-2) 平成 24 年 2 月 14 日、消費者事故等の調査を行うとともに他の行政機関が実施する調査等の評価・活用、事故調査機関相互の調整・連携、事故調査の申出への対応等の機能も果たす「消費者安全調査委員会」を消費者庁に設置すること等を規定する「消費者安全法の一部を改正する法律案」を国会に提出。

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 69 番	
具体的施策	食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	食品表示に関する一元的な法律について、平成 24 年度中の法案提出を目指します。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令（具体的な条文（条 項など）も記載）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等
平成 23 年度の具体的施策の実施予定等	〔平成 23 年度の実施予定〕 ・事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成 24 年度中に食品表示に関する一元的な法案の提出を目指し、取組を進める。 〔参考指標〕 食品表示一元化検討会の運営状況、法案提出等に向けた準備状況
平成 23 年度の具体的施策の実施状況及び評価	・より多くの消費者の方々の方が実際に商品を選ぶ際に役に立つわかりやすい食品表示の実現を目指して、平成 23 年 9 月から学識経験者、消費者関連団体、事業者団体等で構成する「食品表示一元化検討会」を開催しているところ。23 年度は計 6 回の検討会を開催した。 ・検討会において議論された論点について、主な考え方や関連する意見を「食品表示一元化に向けた中間論点整理」に取りまとめ、意見募集（パブリックコメント（24 年 3 月 5 日～4 月 4 日）及び意見交換会（24 年 3 月 23 日））により、広く一般の意見を募った。
今後の取組方針「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・平成 24 年度中の法案提出を目指し、引き続き、検討を進めることとしている。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 69 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269 百万円の内数	263 百万円の内数

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 73 番	
具体的施策	トランス脂肪酸等の脂質を始めとする、栄養成分の表示の在り方について、検討を進めます。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	施策を一部実施済み。 平成23年夏頃を目途に、栄養成分表示の義務化の方向性について取りまとめます。
担当部局・課・室名	消費者庁食品表示課
根拠法令(具体的な条文(条 項など)も記載)	健康増進法第31条第2項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・本年夏頃を目途に栄養成分表示検討会報告書を取りまとめる。 ・法制上の措置が必要となった場合には、食品表示に関する一元的な法律に盛り込むこととしている。 〔参考指標〕 栄養成分表示の義務化に向けた課題の検討状況
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・平成22年12月より「栄養成分表示検討会」を開催し、報告書を取りまとめた(23年8月23日)。 ・食品表示一元化検討会において、栄養表示の義務づけのあり方について議論を行い、中間的な論点整理を公表した(24年3月5日)。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・栄養成分の表示の在り方について引き続き検討する。
備考	

「消費者基本計画」の見直し(案)

施策番号 73 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	変更なし

【関連予算】(単位：百万円)

省庁等	施策・事業名	平成23年度 当初予算額	平成23年度 補正後予算額
消費者庁	食品表示適正化推進等経費	269百万円の内数	263百万円の内数

「消費者基本計画」における
 具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」（平成23年度）

施策番号 121 番	
具体的施策	<p>「集中育成・強化期間」中においては、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を着実に推進します。また地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。さらに、消費生活相談員の処遇の改善、地方消費者行政活性化基金の一層効果的な活用策について具体的な検討を行います。</p> <p>また、今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。</p>
担当省庁等	消費者庁
実施時期	前段については、一部実施済み。また、「プラン」に基づく施策については、平成22年度に引き続き実施します。 後段については、引き続き実施します。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令（具体的な条文（○条○項など）も記載）	—
平成23年度の具体的施策の実施予定等	<p>〔平成23年度の実施予定〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、積極的に地方の「現場」に出向き、情報交換や意見交換の機会を充実させていくほか、先進事例の紹介などを通じ、地方消費者行政の充実・強化に向けた環境の整備に努めていく。 ・また、「東日本大震災」で被災した自治体へのバックアップに取り組んでいく。 <p>〔参考指標〕</p> <p>消費者庁職員による「現場」との意見交換実績、「基金」の活用状況、執行研修の開催実績、「東日本大震災」における自治体へのバックアップの状況</p>
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度においては、のべ193回「現場」に出向き、意見交換等を行った。 ・基金の活用については、平成21～23年度の3年間で、 <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターは200か所程度増加 ・相談員は550名程度増員 ・相談員の処遇改善としては、のべ300程度の自治体で報酬引上げとなるなど、着実に効果が現れている。 ・研修については、平成22年度に引き続き、特定商取引法及び景品表示法を中心に、執行研修を実施。平成23年度は、6月に初任者向けに「執行初任者研修」（約100名参加）、9月にケーススタディの充実により一層の「実戦志向」を図る「執行専門研修」を実施した（約90名参加）。 ・地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野の専門家を派遣し、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行っている。（平成23年5月～） <p>平成24年3月31日現在では、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の自治体相談窓口（15自治体45ヶ所）と法テラス出張所（4ヶ所）に、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャルプランナーを延べ2356人（のべ人日）を派遣。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者の安全・安心をよりいっそう確保するため、平成 23 年 11 月より国民生活センターと共同で自治体に検査機器を貸与し、消費サイドで食品の放射性物質を検査する体制を整備。 すでに配備済みの 137 台（平成 24 年 3 月 30 日現在）も含め、平成 23 年度中に配分決定した 224 台を平成 24 年 5 月末までに配備予定。 ・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、「運営要領の弾力化」を行い①震災対応の緊急事業への活用可能とするとともに、被災 4 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）については、②いわゆる「2 分の 1 基準」の緩和、③取り崩し期限の延長（最大平成 25 年度末まで）といった柔軟な運用が可能とした。 ・各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」について、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談対応等）により、被災 4 県（岩手・宮城・福島・茨城）では基金に不足が見込まれるため、平成 24 年度予算において 3.64 億円の上積み。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	・引き続き、地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化及び「東日本大震災」で被災した自治体へのバックアップについて取り組んでいく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 121 番	
具体的施策	変更なし
担当省庁等	変更なし
実施時期	施策番号 122 に統合（平成 24 年 3 月 31 日をもって「集中育成・強化期間」が終了したため。）

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	「現場」の関係者との意見交換他	108 百万円の内数	108 百万円の内数

**「消費者基本計画」における
具体的施策の実施状況に関する「検証・評価」(平成23年度)**

施策番号 122 番	
具体的施策	「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政支援について、消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。
担当省庁等	消費者庁、関係省庁等
実施時期	平成23年度中に、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組みます。
担当部局・課・室名	消費者庁地方協力課
根拠法令(具体的な条文(条項など)も記載)	消費者庁及び消費者委員会設置法附則第4項
平成23年度の具体的施策の実施予定等	〔平成23年度の実施予定〕 ・「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化策の検討に際しては、今回の「課題の整理」に加え、消費者委員会の審議結果なども参考とし、地域主権改革の理念を十分踏まえ、消費者庁としての方針をまとめ、その具体化に取り組む。 ・検討に際しては、地方自治体の行政担当者や相談員、消費者団体などの地方の「現場」の関係者の声も広く聞ききつつ、検討していく。 〔参考指標〕
平成23年度の具体的施策の実施状況及び評価	・消費者委員会の「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」を受け、「指針」の作成、PIO- NET 刷新、相談員資格の法的位置づけの明確化、地方における法執行体制の強化、自治体の裁量で消費者行政も含め自由に活用できる財源確保等を主な内容とする“集中育成・強化期間”後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組の検討状況について”を平成23年8月5日に消費者委員会に報告。 なお、平成24年度予算については、食の安全・安心のための取組、地域の多様な民間団体への活動支援のための「地方消費者行政活性化基金」の上積み(5億円)。 ・消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化については、「相談員資格の法的位置づけの明確化に関する検討会」を立ち上げ、相談員について全国的に一定の水準を確保し、地方自治体が提供する消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図るべく、これまでに資格付与団体や自治体からのヒアリングを行った。
今後の取組方針 「消費者基本計画」の見直しに向けての考え方	上記の各検討結果を踏まえた上で、対応していく。
備考	

「消費者基本計画」の見直し（案）

施策番号 121・122 番	
具体的施策	<p>地方消費者行政活性化・消費生活相談体制の強化について、「地方消費者行政の充実・強化のためのプラン」に基づく施策を推進します。</p> <p>人口規模別の市町村の消費生活相談等の対応、広域連携の取組、庁内の各部署との連携の取組、地域の多様な主体の「参加」と「連携」の取組、消費生活相談員の処遇改善の取組等について、詳細な事例集とこれを基にした「地方への提言」、「消費者庁の取組」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針（仮称）」を作成します。</p> <p>地方消費者行政推進本部において、知事や市町村長のリーダーシップのもとで進められる取組を支援するとともに、研修の充実などを通じた担当職員の一層の専門性の向上などに取り組みます。</p> <p>消費生活センターの法制上の位置づけや適正な配置、相談員の配置や処遇などの望ましい姿や、地方との役割分担等を踏まえた国による人材面、ノウハウ面、情報面、財政面などの支援、連携、協働の在り方について、地域住民の意思に基づく充実強化が図られるよう、地域主権改革の理念を踏まえ、地方消費者行政・消費生活相談体制の実態調査や消費者委員会における審議結果なども参考とし、全般的に検討を行います。</p> <p>「地方消費者行政活性化基金」について、平成 25 年度予算概算要求に向け、「活性化基金」終了（注 122）後においても、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援し、自治体での取組を下支えできるような財源の確保に向けて検討を行います。</p> <p>今回の「東日本大震災」で被害を受けた自治体のバックアップに取り組みます。</p>
担当省庁等	変更なし
実施時期	<p>引き続き実施します。</p> <p>平成 24 年 6 月末までに作成します（今後の議論を踏まえ、記載の変更がありうる。（P））。</p> <p>引き続き実施します。</p> <p>引き続き検討します（「PIO-NET の刷新に関する検討会」での議論を踏まえ、記載の変更がありうる。（P））。</p> <p>引き続き、検討します。</p> <p>引き続き、実施します。</p>

（注 122）平成 24 年度（被災 4 県については平成 25 年度）まで延長。

施策番号 122-2 番	
具体的施策	消費生活相談員の資格の法的位置づけの明確化について検討を行い、相談員について全国的に一定の水準を確保し、地方自治体が提供する消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図ります。
担当省庁等	消費者庁
実施時期	平成 24 年夏を目途に中間とりまとめを行います（「相談員資格の法的位置づけの明確化に関する検討会」での議論を踏まえ、記載の変更がありうる（P））。

【関連予算】（単位：百万円）

省庁等	施策・事業名	平成 23 年度 当初予算額	平成 23 年度 補正後予算額
消費者庁	地方消費者行政の現況調査他	108 百万円の内数	108 百万円の内数